

大分市自治基本条例検討委員会 第12回理念部会 議事録

日 時 平成23年1月11日(火) 14:00～16:00

場 所 大分市役所議会 3階 第4委員会室

出席者

【委員】

井手口 良一、川辺 正行、近藤 忠志、中村 喜枝子、廣次 忠彦、村田 英明
の各委員(計6名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、
同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛 (計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課長 玉衛 隆見)

【オブザーバー】

総務課法制室 室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開会
2. 議 事
 - (1) 市民意見交換会結果に係る検討について
 - (2) その他

< 第12回 理念部会 >

事務局

それでは、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会第12回理念部会を開催いたします。

本日の部会は、昨年12月24日の全体会の議論を受けてのものでございます。資料につきましては、昨年の全体会の資料をご参照していただければと思います。本日お持ちでない方がおられましたらお持ちします。前回の資料を参照しながらお話しいただければと思います。

本日は、その資料の中で、この理念部会に関連する意見がどこに表れている

かというのがわからないとなかなか議論になりませんので、それを整理した表と追加の意見のペーパーを添付しております。

この「市民意見交換会等で出された理念部会に係る意見整理一覧」という表の見方をご説明します。

この表の見方は、条文の形式と順番に沿って項目を明示したうえで、どの報告から出された意見かというものを表記しています。なお、ここで字を色分けしておりますが、これは、全体会でもご説明したとおり、赤字につきましては全体で議論をする必要があると考えられる意見、青字につきましては、最低限部会で議論して整理しなければならない意見、そして黒字につきましては会場にて対応が出来てはいますが、部会として議論すべき内容があればこの場でおさえさせていただく意見であるということでございます。

従いまして、本日の議論は青字のものを中心に議論し、赤字については部会としての意見を全体会の中で言えるように、黒字のものは気になるところはおさえるという方向でよろしいかと思えます。

なお、項目を緑で表現しておりますものは、パブリックコメント、市民意見公募に係る意見でございます。これにつきましては、意見をいただいた市民に対して回答していく必要がありますので、部会としてどのような回答をしていくべきかの論点整理をしていただければと思います。

また、先に申し上げましたとおり、全体会終了後に、事務局に市の他部局から「人権問題」に係る視点が必要ではないかという意見が寄せられており、参考2ということで追加意見を添付しております。

当該部局では、大分市の条例の最高規範となるこの条例に人権尊重の視点は不可欠ではないかという想いがあり、「例えば、それを反映させたらどうなるか」ということで基本理念などにそのような視点を入れた場合の案を作成してみたとのことであります。

このような視点を本条例に反映させることについても議論をお願いしたいと思えます。

議論につきましては、先ほどもご説明した表のとおり条文毎に整理をしていけばよろしいのではないかと考えております。

それでは、進行を部会長さんをお願いいたしたいと思えます。

部会長

はい、それでは私の方からいろいろお願い申し上げますけれども、整理一覧で出されている「前文」に係る意見、それから、第1条「目的」に係る意見、第2条「定義」に係る意見、それから2ページ目に行きまして、第3条「基本理念」に係る意見、第4条「基本原則」に係る意見と、資料を見ていただくと番号との対応が出来て、それでわかるようになっていきますのでこれで議論を進めていきたいと思うのですが。

まず「前文」に係る意見は、この部会でいろいろ議論をしてまいりましたので、かなり蓄積があると思うのですが、それはちょっと預けておきまして、次の第1条の「目的」に係る意見から議論したいと思えます。

まず目的に関しましては、会場意見ということで「報告2」の 3...、お持ちの資料を見てください。第1条「目的」関係で、「地域の連帯感を生み出すことがこの条例の目的の一つではないか」、こころの何を期待するかは、ある程

	<p>度意識した上で、いろいろ見ていただいていると思うんですが、会場ではそういう意味で協働推進や地域コミュニティという項目立てをしていると、こういうところから、取り組む姿勢なり考え方を深めておく必要があると思うんです。これについて、何かご意見があったらお願いしたいと思います。</p> <p>特に説明会で、主として自治委員さんがおっしゃられた言葉の中に、「やられる自治委員」であり続ける、「また新しいものをやられるのか」という話が出て来たものですから、そこら辺と、これから作る基本条例をどうつなげていくのかというところが一番気になっているわけなんですけれども。</p> <p>いかがですか、実際に現場に出られている自治委員さんはお考えをどういうふうに持っているのか。</p>
委員	<p>私は佐賀関と野津原町に行ったんですけれど、「現状では、町内会にも入らない、自治会にも入らないという人が増えているけれど、それを現在の市がカバーしてくれていない、それじゃいけないじゃないですか」と…。「自治会に入って自治会費を払いなさいよ」ということを市が言って良いのか悪いのかは私はわかりませんが、「言ってくれてないから、カバーしてくれていない」というのが一番大きい…、それが腹立たしい思いを生んでいると。</p>
部会長	<p>「義務を負わない人がのうのうと生き延びている」と。</p>
委員	<p>そうです。「もし、この条例ができたならそれはカバー出来ると私は思いますけれど」と返答したんですけれども。そのために作るんだから。</p>
副部会長	<p>出来なければなりませんよね、私はそう思う。みんなが協力していかなくちゃいけないですよね。</p>
委員	<p>罰則までは設けてないけれどですね…。</p>
部会長	<p>事務局の方ではどういうふうに考えていますか？市民にどう訴えて、どう立ち上がってもらうかという…、この「目的」の欄で非常に大事なポイントになると思うんですけど。</p>
事務局	<p>基本的に、この条例がですね、大分市のこれからの自治であったり、まちづくりであったりをする時の一つの考え方のベースになるというふうに考えております。ですので、委員さんもおっしゃいましたが、この条例が示す役割分担に沿って、住民であったり、議員さんであったり、市役所の職員であったりとか、そういった人達がまちづくりに取り組んでいくことによって、「目的」の「市民主体の自治の実現」が図られるのではないかと思います。であれば、最終的にはこの会場の方の意見の「地域の連帯感」というものにもつながっていくのではないかと考えております。</p> <p>ですから、そういう意味で言えば、そのために作るからこの「目的」なんですよということですね。</p>

委員	私個人としても、もしこれができたら入らない人のところに持って行って、「入らないといけないんだよ」と言ってやろうかと思っているんですよ。
事務局	「強制力」という意味合いでは、強制力は持たせにくいというのはありますけれども、さっき言ったように「もっと、みんなでやっていかないといけないよね」という呼びかけはできますよね。
委員	そうですね。現在の市の方が呼びかけさえもしていないのであれば、呼びかけだけでも出来るのであれば、非常に良い条例だと思います。
部会長	今こうやって議論を積み重ねてきた段階で、多少皆さん変わってきているように思うんですけども、最初の頃は、要するに「市民に過重な負担を付け加えるものではありませんよ」という逃げ的なことを言いながらずっと持ってきた時期もあったような気がするんですけど、やっぱり、市民がそのつもりになってくれないと困るわけで。そこら辺がどうなるか…。
副部会長	ある意味では、市民の意識高揚をする自治基本条例であって欲しいと思います。
部会長	意識をいかにして高めるか、この条例が役に立つのか…。
副部会長	何も変わらなかったら、意味が無いですよ。
部会長	その問題は、おそらく全体会で議論しないと、ここで議論していても結論は出ないと思うんですけども…。ただ、やっぱり「目的」の項にはそれが絡んで来るなあという気持ちがあります。 これについては、パブリックコメントの方はあまり無かったんですかね、発言は。
事務局	今こちらにまとめておりますが、会場意見の中で出ているくらいですね。
部会長	ここら辺を少し意識しておいていただいて、先へ進みますけれども、次の第2条「定義」に係る意見で、けっこういろいろ出ているわけですが、まず特に青字の部分に注目していくとすると、会場意見の報告の6番がそれにあたるわけですけども、6番の発言内容を読みますと、「幸せな暮らしの定義がされていない。家族の絆を取り戻すことで、地域コミュニティを復活させることもできる。愛国心、郷土愛に基づいてまちづくりを行うという方向性を持って、市民が中心になったまちづくりを行うということにしたらどうか」というコメントが出ているんですが。 「幸せな暮らし」の定義がされていないということについてはどうお考えになりますか。
委員	「幸せな暮らし」…、難しいなあ。これを定義してしまうと、すごく固まっ

	てしまって...
部会長	これは、「年収何万円以上」とか表現する性格のものじゃないですからね。こういう考え方は、多分、後の方でもいろんなところで繰り返し出てくるような気がするんですけど。
委員	むしろ、『『幸せ』』ということは理念部会では定義をしない」という結論を付けた方が良くと思うんですよ。「基本条例を読んでもらう方々の、それぞれ一人ひとりの受け止め方にお任せをする」という形で。
部会長	そうですね、大体そういう議論ですっと一貫して持って来たんですからね。
委員	国民にアンケート取ったら、世界で一番幸せな国はブータンですから。その次はオセアニアのどこかの小さな島でしたよ。
部会長	そういうことになると、物差しの目盛りも問題になってくるわけですよね。これは部会で方向性を出す必要があると考える項目ということなんですが、この表現を変えることが必要だというわけなんですか？
事務局	<p>会場でのご意見が、「幸せな暮らし」という言葉が「非常に曖昧でどういうことか分からないので、定義をした方が良くないんじゃないですか」ということがまず一つのご意見だったんですね。その方は幸せなものは何かと言ったら、「家族の絆」とか「愛国心」とかを含めながら表現をされたと思うんですが、まずは定義をするかしないかというのも含めてですね、皆様のご意見をいただければと思っております。</p> <p>今、まさしく委員さんがおっしゃいましたが、部会としても、「これについて定義をしない方がまだ良くないか」というご意見が皆さんの大勢であるということであれば、「理念部会として議論した結果、これについては個々人の心の中の幸せは何ぞやということ問いかけていくようにしたいんだ」ということで、「定義付けまでは行かない方が良くないということになりました」と報告を...</p>
部会長	「定義しない」ということと、「定義できない」ということと、多様性を包含するためには「定義をすべきでない」という考え方というか...、いくつかの違った要素があるんですよね。私なんか意識するのは、市民は実に物の考え方にしろ、行動様式にしろ多様だと、皆それぞれ自分のしたいようにしているところが大部分だと、その多様なものをカチツとした言葉で決めようとしたってそれは無理ではないかというふうに思っているんですけど。
委員	「定義すべきではない」という結論で良くないんじゃないですかね。
部会長	「できない」というよりも「すべきではない」というところで考えていかなきゃいけないんじゃないかな...。だから、「豊かさ」という言葉が「幸せ」とい

	<p>う言葉に変わったところで、違いがあると思うんですね。「豊かさ」っていうとやっぱり「GDPでいくら」とか、「個人の財産がいくら」とか、そういうふうな方向にすぐ行ってしまいますから。</p> <p>その辺のことを、きちっと説明するのはどういうふうにしたら良いんですかね。この部会の議事録で説明していったら良いんですかね。</p>
事務局	<p>議事録というか、皆様のご意見ですね。議論していただいた中で、部会の中で今の話ですが、『『豊かな生活』より『幸せな生活』の方がより望ましい表現だ』ということをお話してきた議論があると、その中で、「多様な市民のことに ついて定義付けるというのは非常に難しいテーマであるという議論があり、『定義すべきではない』という結論に至りました」ということを言っていたければよろしいと思います。</p>
部会長	<p>それでこの条例ができあがった時、その文章というのは最大限5年ぐらい生き続けるわけですが、そこに説明が書いていないことについては、何か補足説明を欄外にでも付けるようになるんですかね？</p>
事務局	<p>逐条解説等を作るという前提で今動いていると思いますので、条例ができた後ですね。その中で「敢えて定義してない」ということを、逐条解説に載せるのが良いのかどうか分かりませんが、そういうところで部会で議論した経過を載せて説明するのは可能かなと思います。</p>
部会長	<p>そういうところで、抜かりの無いようにやっておけば良いんですかね？</p>
事務局	<p>今の議論は、「条文の中として定義をするべきではない」ということですので、それであれば、どこかで何らかの説明をした方が良いでしょう。</p>
副部会長	<p>ある程度はやっぱり定義するべきじゃないかなと思うんだけど、どうなのでしょう。</p>
部会長	<p>条文の中に書き込むと、それが一人歩きするんですよね。それが、ちょっと本来の趣旨とずれてくる恐れがある…。補足説明を何らかの形で用意しておいて、それを見てもらうという形にすれば良いんですかね。</p>
事務局	<p>この青字の分ですので、2月中に全体会を開催する際に、今の話ですね、「『定義されていない』という指摘があったけれども、理念部会としては部会の中でこういうふうに思っておりますよ」と言って、それが全体会の中でオッケーとなれば、あとは表現の仕方や逐条解説に載せるかどうかというのがまた出て来ますけれども、その時は「今の条文のままで良いんじゃないですか」という話で決まるということですね。</p>
部会長	<p>その補足説明のところまで全体会でオーソライズしてもらえような、理念部会の説明をしなきゃいけないということですね。</p>

	<p>さて、それでは青の方を先に進めていきますと、パブリックコメントの「報告4」の 8 というのが...、第2条「定義」のところで、「第5項として『子ども』の定義を追加」と書いてあります。「年齢等の範囲を明確にする必要がある」という意見がパブリックコメントで出ているんですが、これについてはどう思われますか。20歳未満は酒を飲んじゃいかんとか、そういうのとはわけが違うと思うんですけども...</p> <p>この点は、パブリックコメントで指摘した人はどういうスタンスでおられるのか、前後の文脈でイメージをつかめますか？これは、どうしてこういう定義をしなきゃいけないというのは何も書いてないんですか？</p>
事務局	<p>そこまで深くは書いてなかったんですけども...。単純に、市民の責務・権利を謳う中で、敢えて子どもに関するものを抜き出して謳っているものですから、そこで「まちづくりに参画するにしても、子どもはどの範囲を言うのか」というのが単純な疑問として出たんだろうと思うんですね。</p>
	<p>この件に関しては、市民部会の方でも議論しておりまして、市民の責務・権利のところ子どもを抜き出して規定した関係上、「子どもはどの範囲を指すのか」という議論は過去の部会でやっております。その中で、いろんな法律によって子どもは18歳であったり、20歳までであったりするものですから、ここで敢えて定義をしてしまうと、法律までを縛ることはないでしょうけれど、いろんな影響を及ぼす可能性があるということで、「ここは、その場面場面の年齢ということに任せの方が良いのではないか」ということで、定義をしないことになったと思います。</p>
部会長	<p>ああ、そうですか。それで、おかしくはないですね。</p>
委員	<p>もう一つ付け加えますとね、今、議会の方で「子ども条例」を制定しております。これもパブリックコメントにかけたり、市民意見交換会をやったりしております。ここでは、明確に18歳という線を出しています。今、事務局の説明があったように、法律上は15、18、20歳で全部使い分けていますので、基本条例に謳いこむというのは、ちょっと難しいかなと思います。ただ、「子ども条例」という専門の条例であれば、その中で、「この場合の条例でいうところの子どもというのは18歳未満を指しますよ」と言えます。</p>
部会長	<p>なるほど。ということは、いずれそういうものができるんだから、それを横目で睨んでおいて、こっちは簡単にさらっと規定しないでやってしまおうかと...</p>
委員	<p>これは、逆に先ほどの「すべきではない」ではなくて、「できない」に相当するのではないかと思います。国の法律の規定が15歳や、18、20歳であったりするわけですから、そこを我々が飛びぬけて普遍的に「18歳」とか「20歳」とか決められないと思います。</p>
部会長	<p>だから、そういう諸般の情勢からみると、「これは決めないで良いんだ」と。</p>

	<p>「十分目的を達するんだ」ということですよ。それは、多分大した影響は無いだろうと思いますけれど。</p> <p>その次に「報告5」で、職員意見公募で1、2、3とありますけども、1は「『定義』の欄で住民の定義が必要ではないか。定義をするまでもなく、市内に住所を有する者と考えるのか」という、これも異論があろうと思うんですけども。2番目が「職員の定義が必要ではないか。定義をするまでもなく、大分市職員と考えるのか」、それから、3番目は「最高規範の定義が必要では？地方自治の根拠は地方自治法にあり、これを超えることは法規的に無効ではないか」ということです。この三つで意見を聞かせていただきたいと思います。「住民」の定義はしてあるんですよ、我々の部会で。</p>
委員	いや、していません。「市民」はしていますけれど。
部会長	そうか、「市民」か。「住民」と書いてあったんですかね？
事務局	「住民」という言葉が出るのは、条文上では第7条の議会のところと、住民投票のところに出てきています。
部会長	そうですか。本文に相当するところに「住民」という言葉は？
事務局	本文というのが第7条の議会の部分と、第26条の住民投票の部分で書いているんですけども、当然、選挙権とかの絡みの中で議会のところも議員さんを選出するという意味で「住民」という言葉を使っていますし、住民投票のところも、市内に住む人が投票するという意味で「住民」というふうになっているんじゃないかなと思っていますけれど。
部会長	そうしたら、これは、定義が無くてもあまり問題は起こらないと考えて良いですか。
事務局	そうですね…。この条例上で改めて定義をするのが必要かどうかですね…。個人的にはそこまで踏み込まなくても良いかなと思いますけれど、その辺りはみなさんのご意見をいただく中でですね、部会の意見を作っていたきたいと思います。
部会長	ということで、意見は…。
委員	7条の「住民」と26条の第1項の「住民の意思を確認するため」という、この文面については、「住民」という言葉で、後の「住民投票」は一つの単語ですよ。
部会長	じゃあ、他のところに出てくる、例えば「住民投票」という言葉が出てきたとすれば、26条で言えばそうちゃんと書いてありますよ、という答えで良いわけですよ？

委員	住民投票は、「住民投票」という単語だから、これを定義する必要は無いんじゃないかと思います。
部会長	「住民投票」というものの規定は、自治基本条例とは別にあるんですかね？
委員	「住民」という言葉は地方自治法で規定されています。
部会長	あるから良いわけですね。
委員	それを乗り越えることも無視することも出来ませんので。
事務局	<p>「市民参加・まちづくり部会」の担当でございます。一応、我が部会で住民投票を議論させていただいた時に、他都市の事例では、「市民投票」とかの言葉を使っているところが実際あったはずです。</p> <p>ただ、実務ややり方とすれば、どうしても通常の選挙は住民基本台帳をベースとした名簿によって投票すると、後は住民投票といわれる部分の規定の中で、年齢制限を若干、案件によって変えている状況でございますので、部会の中で議論させていただいた時も、「敢えて『市民投票』とするのはどうか」という形の議論をさせていただいたんですが、逆に先ほどのお話にもありましており、「市民」という表現を使うと、「市民」の定義が今かなり幅広くなっていますので、そこを「市民投票」と置き換えたときに、実務として、そういう広い範囲の方をどう把握して、どう実施するのかということになると、実務の上でかなり厳しいのではないかという議論で、部会としては対応が取れる「住民投票」という言い方で、あくまでも住民の意思を確認するという、皆さんが想像されるような「住民投票」という形でシンプルに規定した方が良いんじゃないかということで、敢えて議論の経過を以って、「住民投票」という言い方で規定させていただきました。</p>
部会長	ということは、要するに「住民投票」というものの技術的な、又は実行する上で問題になるようなことは全部そちらの方で決まっているから、「基本条例でそこまで踏み込む必要は無いよ」ということで良いんですかね。
事務局	そうなりますと、議論とすれば、公職選挙法に準じて行うという流れでございますので、それが住民票をベースにするということで、「住民投票」という形で整理させていただいております。
部会長	それでよろしいですか？
委員	理念上はそれで全然問題ないんですが、実務上は、26条で「事案ごとに住民投票のやり方を条例で決めます」というふうにしておくのか、「せっかく基本条例を作るんだから、住民投票そのもののルールも決めてしまえ」という考えも当然あるんですが、我々理念部会としては、「住民投票」に関しても「住民」

	<p>に關しても、憲法から法律上にずらと言葉が出てきますので、敢えて我々がそれについて定義する必要は無いと思います。</p>
部会長	<p>我々はノータッチでいきましょうということですね。</p>
委員	<p>先ほどの3つのカテゴリーからすると、「する必要がない」ということですね。</p>
部会長	<p>それから「職員」の定義は…。 8条に「市長等は適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない」…。10条にもありますね、これは定義が無いまま「職員」という言葉を使って、その義務を謳っているという形になっているから、問題が起こる可能性があるかないかですね。</p>
委員	<p>職員の方が出している意見の中で、下に「定義をするまでもなく大分市職員と考えるのか」という…、その通りじゃないかと私は思うんだけど。</p>
委員	<p>条文で定義しなければならないほどのレベルではないけれども、逐条説明の時には、「職員というのはこういう人達を含めて考えております」と入る方が親切かもしれませんね。 「職員」だって、公営企業の職員もいれば臨時職員、嘱託職員、いろんなケースがありますからね、そういうところも当然含めてなるでしょうし、指定管理者のところで働いている人たちをどう扱うかとかも出て来ますから。定義というのは、その時その時の時代によって変わってくるでしょうから、逐条説明レベルだと思いますけれど。</p>
委員	<p>この人の意見は、「職員」という言葉だけを取った時に、市の職員だけではなくて、農協の職員とかを意識して出しているんだろうかと…。</p>
部会長	<p>そういうものと混同したらいけないということなんですかね。</p>
委員	<p>というふうにも取れなくもないなと一瞬…。 市長等のところに入ってくれば、市の職員というのにも必要だよなというふうには考えられるけれど…。</p>
部会長	<p>そうすると、「職員」という言葉をやめて「市職員」という形にすればその問題は解決するんですか？</p>
委員	<p>それは法規が判断するでしょう。</p>
法制室	<p>よろしいでしょうか。規定の内容の「職員」の範囲は「市職員」以外に拡大するというのは、ほぼ考えられないと思いますので、ですからそのまま置いておいても特段問題はないという結論です。問題意識として、問題提起をした職員がどの程度のことを考えているのかは良くはわからないんですけども、考</p>

	<p>えられるのは「職員」が大分市の職員を指すのかはっきりしないという問題意識だろうと思うんですけども、「職員の範囲」、自治委員さんも「職員」に入りますので、その辺の位置づけを念頭に置いているのかなというふうに思います。どちらにしても、この規定は、この形で疑義を生じることも無いでしょうし、規定の内容から当然に特定される範囲は類推されると思いますので、このままであっても、問題は無いのかなと思います。</p>
部会長	<p>理念部会としては、これは問題無しと。定義のないまま進行しようということの良いですかね。</p>
委員	<p>じゃあ、特別職員は「職員」じゃないということですね。</p>
事務局	<p>ここで謳われるところの、という意味ですからね。</p>
委員	<p>その時その時で使い分けます。</p>
法制室	<p>市の職員として仕事をしていただく範囲に適用されるということで。</p>
部会長	<p>これはとりあえずそういうことでパスして、次の「最高規範」の定義が必要かどうか…。これはどう考えますか。「地方自治の根拠は地方自治法にあり、これを超えることは法的には無効ではないか」というコメントがついていますが…。</p>
委員	<p>これは、定義が必要かどうかということは、論議すべき問題と書かれていますけれど、その下にある「地方自治の根拠は～無効では」ということと、この条例を最高規範にするかしないかということは、全然違う話だと思います。</p> <p>我々は日本国民として、法律やそれによって出てくる政令や省令に従わなければいけないという義務がありますが、その法律や政令、省令というのは、全部、憲法によってその法律が正しいかどうか判断させられます。一方で、我々は大分県の大分市民であるということで、この条例に従う義務が生じます。僕が今言っている条例というのは、この基本条例ではなくて大分市で作っている他にいっぱいある条例です。その条例が正しい条例なのかどうかを、どこで判断するかという時に、この基本条例で判断しますよということなんです。</p> <p>憲法が法の上に立つ最高規範であるのと同じように、大分市における大分市が作る条例の上に立つ最高規範なんです。</p> <p>我々は日本国民ですから、当然、地方自治法に従わなければいけない義務があります。それは憲法によって規定されます。だけど、我々が一方で大分市民として、独立した何かの考え方に基づいたものを作ろうとしています。それは何によって規定されるべきかといったときに、この基本条例で規定されるんですよ。言っていることが違うんですよ。矛盾はしません。</p>
部会長	<p>矛盾することはあり得ないという話ですね。矛盾するかしらないか、私はまだよく分からないですけど。</p>

委員	<p>これから恐らく出てくると思うんですけれどね、僕は早く出たら良いなと楽しみにしているんですけれど、例えば、地方自治法の解釈が、どこかで地方と国で変わる可能性が出て来ます。「私達はこう考えて地方自治法を解釈している」、国あるいは各省は、「いや、こういうことで解釈している」と、解釈が二つに分かれたときには、国地方係争処理委員会にかけられるんです。裁判のようなものをするんです。そういったものがちゃんとあるんです。そういったことが出て来るときに、国には憲法という強い味方があって、我々には自治基本条例という強い味方がなければ、その分弱くなります。</p>
部会長	<p>弱くなっても、範囲が狭まった分で釣り合いが取れていれば良いんだけど...。大きなものは大きなものなりに、小さなものは小さなものなりに、うまく作り込んでやれば適応は良いわけですよ。</p>
委員	<p>札幌市と沖縄市と大分市と比較して、札幌は札幌でなければいけないもの、沖縄は沖縄でなければいけないものがあるように、大分市は大分市になればいけないものがあるはずですから、もちろん大きな意味では、憲法の範囲の中で我々は生きているんだけど、我々のところだけは特殊性というものでこれが規定されますよということです。</p>
部会長	<p>それは、「誰にも特定の被害を与えたり、ハンディキャップをつけたりということにはならないと考えられているから良いんですよ」ということですか？</p>
委員	<p>特に、憲法では既に、ある特定の自治体だけに適応させるような法律をつくる場合は、その自治体の同意を必要とする、とちゃんと規定されています。</p>
部会長	<p>なるほど、そうしたら、この自治基本条例もそういう性格のものだと、大分市だけで成立する要件があって、それは大分市が認めているんだということですね。</p>
法制室	<p>いずれにしましても、現行の法体制の中で、法に違反する条例規定をした場合は無効にされてしまいますので、少なくとも今規定している内容の中で法に抵触するようなものは無いので...。元々、自治法が制定されている目的と基本条例を制定しようとする動きは全然性格が違うものですので、指摘にあるような意見は言ってみれば筋違いであるように思います。</p>
部会長	<p>それじゃ、それはそういうことで、一応理念部会としては整理したということで。先に進みます。</p> <p>その次、第3条「基本理念」に係る意見として 会場意見、報告2の6番...、第2条「定義」、第3条「基本理念」関係、幸せの暮らしのところですかね。</p>
委員	<p>これはさっきの「定義」のところで、同じ意味合いで出て来ていますので、意見が両方にまたがるような形で出ました。</p>

部会長	<p>じゃあこれは前の答えと同じということで良いですかね。それから「報告3」の5...、第3条「基本理念」関係。第3条中「市民の幸せな暮らしの実現と、豊かな心の醸成を目指し、」というように、「豊かな心の醸成」を入れて欲しいということですね。これについては何かご意見ありますか。</p>
事務局	<p>部会長、ちょっとよろしいですか。「基本理念」のところなんですけど、先ほど追加意見があるということで、別の紙をお配りしております。そこでも基本理念の対案的に、「こういった人権尊重の視点を入れたいかがですか」というようなところが入っております。</p> <p>ここで「一人ひとりの人権尊重」とか、「心豊かなまちづくり」というイメージと近いようなものが入っておりますので、ここも含めてご議論いただければありがたいと思います。</p>
委員	<p>追加意見というのはというのはどこから出てきたの。</p>
事務局	<p>こちらの参考2追加意見と書かれたものですね。</p>
事務局	<p>人権・同和教育課の方から出ておまして、補足なんですけど、原課には「今の素案を作成するにあたっては、当然そういったところも考えて、『市民の幸せな暮らしの実現』という部分にこういうふうに、人権啓発部分を織り込んでいますよ」ということをご説明させていただいたんですけども、その上でなおかつ『人権の尊重』という言葉があった方がよりわかりやすいんじゃないか」というご意見で、こういう対案が出たということです。</p>
部会長	<p>第3条に追加した分と第4条に追加した分は、だいたい根底では同じ意味合いのものだと考えて良いですか。「一人ひとりの人権が尊重され、心豊かな...」というのと、「市民一人ひとりの人権が保障され...」、これは同じ人が出しているんですか。</p>
事務局	<p>同じ課から出たものです。</p>
部会長	<p>「市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに活かされること」...。この上の第3条と第4条とかなり...、追加した赤字のものと表現がダブってるようなところもありますね。ダブっているというのはまずいから、どっちかにまとめた方が良くと思うな。しかも、そもそもこういうものが入った方が良くのかどうかという議論も...。あと、人権が出て来るのは他には無いですかね、素案では。</p>
事務局	<p>直接「人権...」ということになるかはわかりませんが、「市民の責務」の第6条第1項2号で「互いに権利を尊重し理解し～」というようなところはありますが、まちづくりに関してはですね...。</p>

部会長	<p>広義に解釈すれば、これも当然「人権尊重」の提示案と同じようなことを謳っているを見て良いかもしれないなと感じがしたんですけど、やっぱりちょっと意味合いが違うんでしょうか。</p>
委員	<p>私はこの「基本理念」の第3条にこの「一人ひとりの人権が尊重され」、あるいは「一人ひとりの人権が保障され」というのが入っても良いと思います。</p> <p>下の第4条には、ことさらにもう一度強調する必要はないでしょうから、ここには入れなくて良いんじゃないかと思います。</p>
部会長	<p>上の段を継ぎ足せばそれで良いんじゃないかということですか。</p>
委員	<p>ただ、「心豊かな」という部分に関しては、私はこれを使うことは、前文以外のところで「心」という言葉を使うことに非常に抵抗があります。それは「愛国心」もそうだし、「郷土愛」もそうなんですけれど、「心」に関することを条文の本文に入れていくということには抵抗があります。</p>
部会長	<p>第3条、「一人ひとりの人権が尊重され」という部分は、今言われた第6条の「互いに権利を尊重し、理解し及び協力するように努めること」と同じじゃないかということで良いんですか。こっちを残しといても良いわけですね。</p>
委員	<p>同じといえば同じなんですけど、「一人ひとりの人権」という言葉を使うときの「人権」という意味合いが重いんですよ、むしろ。「相手の権利を尊重する」という尊重の仕方と「一人ひとりの人権を尊重する」というときの権利は、少し重みが違うんですね。</p>
部会長	<p>だから、原文の第6条の文章で十分表現出来ているじゃないかということですね。</p>
委員	<p>いや、それプラスこの3条にも、「一人ひとりの人権が尊重され」を入れて良いんじゃないかと思っています。「尊重され」、もしくは「保障され」どちらでも構いませんけれど。そして、その分4条は割愛するという形で。</p>
部会長	<p>4条は、今の素案では市民主権的なものは入っていないわけですね。「一人ひとりの人権尊重」という言葉をどこかに一つ入れれば良いですね、全体の中に。そう考えたときに、どこにどういう形で入れれば良いか、事務局の方は何か知恵がありますか？</p>
事務局	<p>個人的にですけど、委員さんが言われるように、3条のところで「人権を尊重」が出てくるので良いのではないかなと思います。</p>
部会長	<p>そこへ入れて、あとは敢えて入れなくて良いと。</p>
事務局	<p>どうしても「人権の尊重」という言葉を入れるのであれば、そこに一つは入</p>

	<p>れれば良いのかなと。</p>
委員	<p>6条の2項も残すんですか？</p>
部会長	<p>「互いに権利を尊重し～」、市民の責務ですね。「基本理念」か「市民の責務」か…。</p>
事務局	<p>考え方として、委員さんがおっしゃっているのは、「基本理念」というのが「理想」と言いますか、「理念的なもの」として「基本理念」に入れたいということですね。「市民の責務」の場合は、「市民がまちづくりに参加する際にお互いを尊重します」ということなので、若干イメージは違うかと思います。</p> <p>精神的には、その権利を尊重しますというのと、お互いにお互いをたてましようというイメージの差ですね。3条に入れるかは別ですけども、3条と6条があったとしても、お互いに抵触というかケンカをしないのかなというふうには思いますが。</p>
事務局	<p>人権・同和教育課の方からこの案をいただいた時に、内輪話なんですけれども、第4条でこういう形で同じような文言を入れてしまうと、人権条例みたいな事態になってしまうんじゃないかと、「自治基本条例」という形で見たときに、一番好ましいのはまさに委員が言われたように、「基本理念」のところに「人権が尊重される」という言葉を一言入れれば、それが一番、形としては整うのではないかと。</p> <p>ただ、考え方としては、前文の中に入れ込むという手はあるんですが、今の状況で前文の中に入れ込みますと、かなりあたってあげないと入り込みにくいという状況ですから、あくまでも第4条の中に同じようなフレーズを入れてしまうと、違った形の条例に勘違いされるようなところが出て来るんじゃないかなと。最も好ましいのは、第3条に入れるのが一番整うんではなかるうかと。職員同士の話では、そういう形です。</p> <p>ただ、これは委員さんがしっかり議論して、どこにどういう形ではめ込むのが一番良いのかというのは整理していただきたいというのが私たちの想いがあります。たまたま、委員が発言された内容と合いましたので、それだけ話させてもらいました。</p>
部会長	<p>今言われたような形で収めるとすると、第3条の言葉は加除修正無しで良いわけですか。何か追加するわけですか、第3条の文言は。</p>
事務局	<p>たまたま、合致したので、今言われたような内容で十分いけるのかなと思います。言い方は失礼ですけども、委員が言われた内容とほとんど同じような内輪話をしましたので、今そういう方向で入れるということであれば、差し支えないと言いますか…。</p>
委員	<p>第3条の「本市は市民一人ひとりの人権が尊重され」、もしくは「一人ひとりの人権が保障され」でも良いと思います。そのかわり、第4条にある赤字は原</p>

	<p>案のままでいくということで。同時に、「心豊かな」は入れたくないというふうに言いました。</p>
部会長	<p>第3条の「本市は市民一人ひとりの人権が尊重され、幸せな暮らしの実現を目指すために、市民権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする」、ここに入れるというわけですか？</p>
委員	<p>はい。「尊重され」にするか「保障され」にするかは、どちらでも構わないと思いますが、下で「保障され」を使っているの、これを割愛するのであれば、上を強調するために「保障され」にしてくれと言うかもしれない。</p>
委員	<p>「尊重され」が良いんじゃないですか。「保障」というと、かなり縛っていくような感じ…。</p> <p>それともう一つは、委員さんと同じで「心豊かな」というのは無くて良いと思うんです。まちづくりというものが、「心豊かなまちづくり」と規定してしまうこと自体もどうかと思います。単純に「市民権によるまちづくり」ということで良いのではないかと。</p>
委員	<p>前文で理念を言うときは良いんですが、条文の中で「心」を使うと、「豊かな心」であろうとなかろうと、「心を作る」ということに条例が行ってしまうということは、非常に危険な規制を伴います。どんな「心」であれ、「心をつくる」条例ではない。</p>
部会長	<p>そうですね。そうすると、やはり「市民権によるまちづくり」という事で収めた方が良いということですね。第3条には結局、「一人ひとりの人権が尊重され」というのを第1行目に付け加えるということですね。</p>
事務局	<p>では、こちらに「一人ひとりの人権が尊重され」ということを入れ込む形で検討ということではありますが、表現の仕方は若干こちらでも検討させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。次回、また皆さんにご提示できるように中で話をしてみたいと思います。</p>
部会長	<p>私らの年代だからなのかもしれないけど、「人権が尊重され」というのは額面どおり読めば非常に麗しい言葉なんだけれども、過去にあったトラブルを思い出すと、ちょっと厳しいなという感じもするんですけど。</p>
委員	<p>僕は逆に基本理念を作ろうとした時に、一応ピックアップしたんです。「基本的人権」という言葉を入れるか入れないかを。結局、「憲法にあるからよかろう」ということで入れなかったんですけどね。</p> <p>ただ最近、また違った意味合いで「人権」がクローズアップされるべき時代ではないかというところがあります。世の中の歪みみたいなものが、どうしても弱いところに集中してしまうところがあります。そうすると、子どもや高齢者や障がい者へという方向にしわ寄せがいつてしまいます。ある程度「我々は</p>

	<p>そのことについても目を光らせていますよ、考えていますよ」というところは、姿勢としてあった方が良くないかなという気がします。</p>
部会長	<p>それと、やはり「コミュニティを盛り上げて、活性化させて隣近所お互いに助け合って」というのが、これから停滞する経済とか、子育ての環境が厳しいために子どもの荒れた状態が増えてくるとかいうことを防止する大事な役割なんだよというのが、実はこの基本条例に期待したい大事なところだと思うんですね。</p> <p>そういうことが今の話と随分関係してくるわけで、そういうことをどういう言葉で表現するか...。「一人ひとりの人権」という言い方だけでは収まりがつかないんじゃないかという気がします。</p>
委員	<p>むしろ、収まりがつかないレベルで止めておいて、あとは子ども条例とかいろんな他の条例に期待をしていけば良いんじゃないかと思えますけど。</p>
部会長	<p>そこでもまた「心」が出て来るわけですよ。条文に載せないように考えていると、結局かゆいところに手が届かないと...。難しいですね。</p> <p>5年経ったら、また新しい若い人が、一生懸命やってくれるかもしれませんけれど。さて、3条はそういうことでよろしいですね。</p> <p>アンケートの「報告3」の5番は...</p>
委員	<p>これも同じような話です。</p>
部会長	<p>「豊かな心の醸成」...。これは、さっきのと同じで。</p>
委員	<p>ちょっと話を戻して悪いんですけど、部会長さんがおっしゃった「人権」という言葉ですけど、「一人ひとりの人権」を「人格」とか別の言葉で置き換えれば良いんじゃないですかね。</p>
部会長	<p>何か良い言葉が有りますかね。</p>
副部会長	<p>「人権」に替わるものは無いんじゃないかなと思いますけれども。</p>
事務局	<p>これは、人権・同和教育課から対案が出たんですけど、人権・同和教育課としては、最低限「人権の尊重」という言葉がどこかにいるのではないかという話です。他都市の例でいくと、「人権の尊重」というような項目が一つあったりという条例もあるようですから、そういったのを参考にされて、「大分市の条例に『人権の尊重』という言葉が一切出て来ないというのはどうだろうか」という投げかけです。</p> <p>そこを踏まえて、「こういう文言を入れて検討しよう」ということであれば、一旦、事務局の方で、どういった言葉が良いか考えさせていただければと思います。</p>

部会長	いや、恐らく担当しておられる方は、そういうものがあるかないかというのは大変な問題じゃないかなと思うんですね。
事務局	ここで言う「人権の尊重」について、「市民一人ひとりの人権が尊重される」という言い方が条文として入るのが良いのかも含めて検討させていただければ…。
事務局	<p>憲法には「基本的人権の尊重」というのがありますよね。ですから、委員さんのご指摘のように憲法にちゃんと書いてあるので、「改めて自治基本条例に入れる必要があるのかな」というのがあったと思うんですね。</p> <p>ただ、入れるという考え方は、悪くはない、むしろ良いことではないかなというふうには事務局でも思っているんですが、ただ入れる場所と入れ方によって、これが響きすぎるとい面がありますので、その辺をまた法規的観点から見た時に、どういう形で入れ込んだ方が良いのかという…。「『人権の尊重』というワンフレーズをどこかに入れていただきたい」というのが担当課の考え方ですので、趣旨そのものは納得出来るものでありますので、入れ方についてはちょっと法規の方とも相談させてもらいながら、一旦、預らせていただいて、またご議論いただいて、ここでよかろうというご判断をいただきたいと思います。</p> <p>非常にナイーブな言葉なので、入れ方によって誤解を招く恐れがありますので、例えば第4条に入れていますが、これだけ入れると趣旨が強くなりすぎて自治基本条例の趣旨と合うのかという考え方もありましたので。</p> <p>入れる方向で、一旦、整理をさせていただいて、またお諮りしたいと思いますので、最終的な方向性を出していただきたいと思います。</p>
委員	関連しているところの確認なんですけど、第4条のところ「市民総参加」というのを「市民参加」にして「全ての市民が」という言葉を取ってしまった原課の案は、そのニュアンス、意味合いが何か強制的なものを感じられるからなんですか。
事務局	ここは、私も原課から聞き取った時に今一つ理解が出来なかったんですけど、原案で言う「市民総参加の原則」というところと、3号の「協働の原則」というところが「ダブリ感がある」というふうに原課が言っていました。1号のほうで、「人権の保障」という尊重の部分の文言を入れつつ、手法といいますか、総参加という「参加する機会」を有するということじゃなくて、その考え方がまちづくりに活かされるというイメージに変えたというふうに聞いています。
委員	その方が良いかもしれないな、バランスがとれている。「総参加」か「参加」かは別にして、「性別年齢を問わず、その個性や能力がまちづくりに活かされること」とした方が、3号がもっと強く生きるよね。
委員	いわゆる1号は「一人ひとりがどう参加するか」という話で、3号が「みんな

	<p>なでどうするか」という話というふうに考えれば、「1号の『総参加』の『総』はいらぬんじゃないか」というのは、なるほどなと思いました。それと、事務局で検討してもらおうというときに、「一人ひとりの人権が尊重され」という言葉を「理念」のところじゃなくて、「基本原則」に入れるというのは...、そうすれば、あたりが良くなるのかな...。いくつかの中の一つの項として入った方が...。やっぱり「基本理念」に出てくると強く感じるというのがあるんですね。</p>
<p>委員</p>	<p>「人権」という言葉は、英語は「Human Rights」なんですが、これは英語でも重たい言葉なんですよ。元々、奴隷解放の時に出て来た言葉だし、宗教会議で南米の先住民を人間と扱うか、人間ではなく扱うかというのを真剣に論議している時代があるんですよ。</p> <p>その時代に生まれた言葉なんですよ。それ以前に「人権」という言葉は無いんですよ。だから、ネガティブな面を背負っている部分はあるので、非常に重たい言葉であることは間違いないんですけど、私は今こういうふうに指摘されてみると、それを覚悟の上で、この基本条例の中に入れ込むべきだと思いますので、避けてはいけないような気がします。</p>
<p>部会長</p>	<p>次の案ができた段階で、もう一回それを見て意見交換しませんか。今言われたのは一緒に検討していただくよう事務局にお願いしますか。それでは先に進みます。</p> <p>その他に意見を作らなければならないところはありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>青文字で表記されたところに行きますと、前文のところアンケート意見、パブリックコメントで部会で議論していただく必要があるところがありますので、そのところは議論をしていただきたいなと思います。</p> <p>「報告3」の2と3ですね、それと「報告4」の6と7、ここがパブリックコメントになりますので、部会としての考え方、また、どういった課題があるのかの論点整理を最低限しておいていただきたいなと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、まず報告3の2にいきます。「前文の中に、制定の経緯を盛り込んだらどうか」ということなんですが...。例として「私たち大分市民は、『ともに築く 希望あふれる 元気都市』をめざした地域社会を築いていくために、地域住民・地域活動団体・ボランティア等の公益的な団体と、今までの行政が行ってきた公共の範囲との協働の中で行政と市民が相互の信頼関係に基づき、新たな公共の範囲の仕組みを築いていく中で」ということですね。いかがですか。趣旨はそんなに変わってない...</p>
<p>委員</p>	<p>それはそのままなんですけれども、これを入れてしまうと文章が壊れますね。</p>
<p>部会長</p>	<p>そうですね、これは部分修正で収めるという程度の問題ではなくて、書き直さなきゃいけない。</p>
<p>副部会長</p>	<p>入れたいですね。</p>

部会長	「なかなかうまく書いているな」という気がするところもあるし…。
委員	ここに入れるんじゃないくて、一段落増やすということであれば、あるかなと思うけれど…。
事務局	一つご理解いただきたいのは、「ともに築く 希望あふれる 元気都市」というのは、いわゆる大分市総合計画の「都市像」なんですよ。基本的には10年に1回、総合計画を策定していますので、このフレーズを入れ込んだときに、次の総合計画のフレーズが変わったら、さてどうするのかという問題がありますね。 その視点で文章を見ていただきたいなと思います。
部会長	それは、ちょっとやらない方が良いですね。
委員	この文章の内容は、後の各条文に出てくる中身ではないかなという気もするんですが。
委員	そうですね。
部会長	今回の自治基本条例の趣旨を、言い方を変えて書いていただいたという感じじゃないですかね。
委員	逐条解説を作るときに、冒頭でこの条例が生まれるに至った経緯みたいなものは入るのかな。
事務局	まだ白紙なんですけれど、他都市の例でいくとそういうのはありますね。「はじめに」というような感じで。
事務局	前文を議論してきた経緯を事細かには書けませんけれども、どういった議論をしてからこういった構成にしましたよというのは出るとは思いますけれど。
委員	であれば、良いんじゃないかな、ここは…。
副部会長	ここの二番目に、「 家族の絆 愛国心に基づく郷土愛」とありますよね。家族の絆や地域の絆が失われたから、去年は「無縁社会」という言葉まで生まれてきたんですよ。非常に重たい言葉が生まれたと思います。「家族の絆」とか「地域の絆」というのは一番大事なこと。
部会長	大事なことなただけれど、今の若い人はそれを経験したことがない…。
副部会長	私達が教えてあげなくちゃダメよね。

部会長	そこなんですよ。だけど、基本条例の中には、それをなかなか織り込みづらいというか...
副部会長	今の時代を本当に反映しているインパクトの強い言葉でしょう。
部会長	子どもに教えたくても、親がそれに反するようなものを勝手にやっていたら、子どもは覚えなからね。
副部会長	だんだん絆が失われていくからこそ、今から孤独死がどんどん増えていくということなんですね。だから、今すぐ絆をしっかりすることを謳いこんでおくというのは非常に大事だと思うんですね。
委員	僕は本能的なアレルギーがあるのかもしれませんがね...、絆が大事なことはわかります。絆が必要なこともわかります。だけど、「絆がなくなったから、孤独死が生じている。孤独死は防がなければならない。そのために絆をつくる」ということを社会全体の目的にしてしまうと、非常に危ないという思いがあります。
副部会長	私は良いと思うけれど。必要だと思いますけれど。
委員	戦前の「非国民」という扱いを誰がしたかということ、我々がしたんです。一人ひとりの市民がしたんです。
副部会長	その絆と今の絆はちょっと違います。
委員	社会全体が目指す方向として「心」を作るという方向に行くのは危険だと思います。それを失ったことによって生じたいろんな問題はあります。孤独死もそうでしょうし、児童虐待もそうです。DVもそうです。そういったものを防いでいくという努力を我々はしなければいけない。ただ、その前提として、まず「心」を築けという話を行政の目的とするということに関しては、抵抗があります。
部会長	行政とはちょっと違うけれど、「心」をどう育てるかというのは、一番大事なことじゃないかな。
委員	それは、例えば「教育」であったり、「道徳」であったり、そういった部分でやっていくことであって、行政を包含した社会全体を表していく自治基本条例でそれを目的とするのは怖いんです。
部会長	「教育」とか「社会的な仕組み」としてそれをやるというよりは、私はやっぱり、「教える立場の人がいかにしっかり教えるか」ということだと思うんですね。 遡って考えてみると、新渡戸稲造が「武士道」という本を書きましたよね。

	<p>そういうものが過去にはどこの家庭でも...、本がなくなつて、自然におじいさんおばあさんから伝わっていましたがね。そういうことを古い形ではなくて、新しい形で作り出さなきゃいけない。</p>
副部会長	<p>「隣近所は助け合っていくものだよ」ということを教えていかなきゃいけない。そのためには、絆というものを大事にしなくちゃダメなんじゃないかな。</p>
部会長	<p>この自治基本条例が目指すものというのは、やっぱり「心」までいかないとな本当のものにはならないと思うんですね。</p>
委員	<p>それは、さっきの「幸せ」論と一緒に、この自治基本条例を読んでもらうことによって、「自分を考え、自分の隣人を考え、小さなコミュニティである地域を考えてくれる契機になってもらえれば」という願いをここに込めることは大切だけれど、「そうでなければならぬ」ということを、ここに謳うことに対しては抵抗があります。</p>
部会長	<p>「なければならぬ」という言い方ではない形で作っていかなくちゃいけないんですけど、やっぱり条例としてはなかなか難しいでしょうね。</p> <p>前文について他に何かありませんか。よその部会から出たものを聞いておられる方もいらっしゃると思いますが、どうでしょうか。</p> <p>では、「報告4」のパブリックコメントの前文の6番、『16世紀の偉人に誇り』は前文の趣旨からしてふさわしくないのではないかと。少し踏み込みすぎているような気がする。大分市の礎を築いたのは16世紀だけではなく、歴史観とか違う方向の議論に発展しそうな懸念がある。」それと、7番目は「前文の最後に、『私たち大分市民は天より与えられた秩序を悟り、守ることを信条とし、家族の絆を尊重し、より深めることをよしとします。また、私たち大分市民は生を授かった地、美しき日本を愛し、郷土の大分を愛しています。以上の内容をもちまして、以下の条例を定めます』という文を追記してはどうか」ということなんですが、この意見はいかがですか。</p>
委員	<p>まず、7の方は、私は必要無いと思います。6の方については、確かに「16世紀の偉人に誇り」という...、「16世紀だけではない」というのは確かにそのとおりだと思うんですけど、具体的に、その部分を外してしまうと何ともない文章になってしまうなというふうに...</p>
部会長	<p>私も大分に来たのは40年ほど前ですけど、その頃、新産都でわいわい仕事をしていました。当時出会った大分市民の方は、皆さん非常に謙虚に大分のことを語られるわけですよ。要するに、「大分には何も無い」とか、「大分は群雄割拠、小藩分立だ」とかね、マイナス評価を一生懸命言われるわけですよ。「ちょっと待ってください」と言いたくなつたんですけど。だけどやっぱり、輝かしい過去の遺産みたいなもの、歴史の重みみたいなものが、「大分はこんな歴史を持っているんですよ」と言えない状態で長いこと置かれたというのは不自然な感じがしている...。今回それを売り出すような感じにならないかなという気</p>

	<p>持ちがあるんですけれど。</p>
委員	<p>16世紀の問題でいえば、例えば「16世紀に国際交流都市を築いたということをはじめとして、先人の偉業を…」という言い方に替えれば、過去も含めて全部先人の偉業を引き継ぐと…。誇りに思うというふうに言い替えれば、この問題はクリアできるかなと思うんですが。一つとして、この16世紀をピックアップするというふうにしとけば良いんじゃないかなと…。</p>
部会長	<p>何かそこでインパクトのあるストーリーがあると良いなと思うんですがね。「愛する大分市はこういうまちだ」と、誰も過去を見ていないから…。何を言っても、ああそうでしたかと聞いてもらえるかもしれませんが。</p>
委員	<p>これは、別に16世紀に出た大友宗麟を誇りと思っているわけじゃなくて、「ああいう時代に世界に目を開くようなご先祖を私は持っているんだ」という意味なのであって、誰か個人をどうこうという話ではないし、ある一定の期間だけをピックアップして誇りにしているわけじゃないんで…。</p>
部会長	<p>だから、そういう英雄が一人出て、ものすごく活躍したというような歴史が他所にはあるかもしれないけれど…。</p> <p>うちはボロ舟に乗って、何十日も航海してイタリアまで行ってキリスト教の聖人になるぐらいの人が出てきたとかね。それから、交易が盛んになって、当時日本の中では見られないものがいくらでも市内あったとかね。だから、あきらめないでその気になって作って…、自慢話をしてもらわなきゃいけないと。こら辺に手を加えると、文章が長くなったりして委員さんから怒られそうだけど。</p>
副部会長	<p>ちょっと長くなっても良いんじゃないですかね。どうなんでしょう。</p>
委員	<p>意見も、「これですら長い」というのと、逆に「もっとこれを差し込め」というのがありますからね。</p>
副部会長	<p>どこのでも見てみると、長いのとが短いのとがいろいろありますね。</p>
委員	<p>市民意見交換会は、ほとんど自治会長たちが出て来ていたわけですよ。でも見ていたら、来ていたのは半分ぐらいじゃないですか、700人近くいる自治委員のうちで。ですから、今度は1月21日に自治委員の懇親会があるので、新年御礼会、そこでもう一回、素案をもらっていない自治委員さんに配布して、ご意見を聞いてみるのも良いと思います。</p>
委員	<p>市長が冒頭挨拶するでしょう。その中で、「既に読んでいただいた方には感謝しますが、今市役所で、委員さんたちにこれを作ってもらっています」とそこで一言、言ってもらったら…。</p>

委員	もらってない人が半分ぐらいいると思います。
事務局	<p>市民協働推進課に、どういう対応ができるのか相談させていただきたいと思います。</p> <p>場が場でありますために、そこがメインになりすぎたらどうかなというのがありますので。お配りするというのはできるんですが、それについて説明するというのであれば、時間的な問題もありますので。</p> <p>お配りしてご意見ある方はまた別途ということで...、自治委員さん全員をお呼びするのが21日になるんですね。情報提供するのは全然問題ありませんし、情報提供してご意見を伺うのも問題ありません。</p>
委員	まずは自治委員に理解してもらわないと伝わらないから...
事務局	もう一回協議をさせてもらいたいと思います。
部会長	問題はやっぱり、自治委員さんに意見を言ってもらってそれを集めるという仕事は、けっこう大変だけど、やっぱりそれをやらないと...。皆さん、どういう意識を持っているか...
委員	自治委員さんのご意見の大半は、副部会長さんとほぼ方向性が一緒ですからね。「一番今必要なものは何かということを考えずにこんなものをつくっても意味がない」ということは、本当に言われました。
部会長	いろんな人と差し向かいで話をしたいなと思うんですよ。この前の市民意見交換会のパブリックコメントを読んで、皆それぞれに考えてくれている手応えがある気がするんですよ。だけど、ただ手応えがあるなというところからもう一步踏み込んで、勝手にしゃべってもらって、こっちは徹底的に聞き役にまわってやるとどんなことを言ってくれるかなと。
委員	あそこでこの用紙を渡されて、5分か10分読んでという話だったから、そういうのは、私は全く無かったと思います。
部会長	会場では書ききれないですかね。
委員	だから、初めに今回でも配っておいて、また一ヶ月か二ヶ月後に何かあるときに、ちょっとというのがあれば、もっと、いろんな意見が出て来ると思う。
部会長	パブリックコメントの文章を見ている、けっこう格調の高い文章を書いておられる方もいたし。そうすると、そういう人が文章を考えながら書くんじゃなくて、面と向かって、いろいろ合いの手入れながら対話した時に、どんなことをしゃべってくれるかね。「瓢箪から駒」じゃないけれども、いろんな話が出て来たときに、それを捉えて市民の意識というか、こういうことを真剣に考えてくれる人たちがどんな考え方をしているのかね、それを知りたい気がするん

	ですけどね。
副部会長	<p>すごく言いにくいんだけど、前文の第一段落の一番最後の方なんですけれど、「この美しく住みよいまち、大分市を愛しています」と結んでありますよね。これを「大分市に限りない愛と、誇りを持って生きています」というふうに、第一段落に入れたらどうかなと思いました。</p>
部会長	<p>印象深い文章を作られるのがお上手だから…。子ども達がわかってくれる、感動してくれるようなのだと一番良いと思いますけど。</p>
副部会長	<p>子ども達にもわかってもらいたいです。お年寄りにもわかってもらいたいです。</p>
部会長	<p>今、学校でこういうのはうまく教えられるのかわからないんですけど、ぜひやってもらいたいという気はしますよね。</p> <p>前文で惹きつける力が強いかわ弱いか勝負になるかもしれませんよ。市の方では、こういうことを調べている人いないですかね。大分市を売り込むときに、どういう売り込み方をするか。その時のストーリー作り…。</p>
委員	<p>この人たちがその担当者ですよ。</p>
事務局	<p>歴史的な部分で言えば、文化財課とか詳しい人間がかなりいますけどね。そこだけじゃなく、それ以外のところとなると、私なんか考えるべきところでしょうけど…、そこまで詳しくはないというか…。</p>
委員	<p>行政マンにセールスマンさせるのは無理ですよ。もしやるなら、唯一市長だけです。</p>
部会長	<p>いや、しかし文章を書くのはうまい。書き慣れているから。</p>
委員	<p>それもキャッチコピーじゃなくて、普通の文章ですけれどね。</p>
事務局	<p>どこまで書くかということになるんじゃないかと思うんですね。いろんな考え方がありますので、そこは委員さん方に議論していただいて、これは入れたいというご判断をいただいて、最終的に調整していくと。</p> <p>他の委員さんも、こういうフレーズを入れた方が良いんじゃないかとお考えになっている方もいるかもしれませんので。ここでいただいた意見を、まずは理念部会の方で、「これはこういう趣旨で何らかの形で入れ込む」とか、「この趣旨を入れ込んで少しあたらう」とかいう、そういうご判断をいただいて。急にはすぐ前文は整わないと思いますので、そういう方向性だけを決めていただいて、それに向かって整理を進めていただければと思います。</p> <p>いろんな想いがありますので、難しいですよ。単なる条文であれば、こういう趣旨でということに入れ込むことはやりやすいですよ。前文の考え方は、絶対こういう形じゃないといけないというのがないものですから。</p>

部会長	前文に、よその部会から意見が随分飛んできたなあと思ひまして。
事務局	感想を述べやすいという性格はありますよね。
委員	「心」を語ってもかまいませんから、条文と違って。
事務局	<p>今日は4時までということでしたので、今までのおさらいというか、念押しをさせていただきます。</p> <p>本日、市民意見交換会で出された理念部会への意見ですね。赤字のところまでは手が伸びませんでしたけど、青字の部分については、方向性が出た部分もございます。</p> <p>まず「定義」部分で、「『幸せな暮らし』について定義をして欲しい」ということについては、「定義をすべきでない」というような皆さんのご意見であったと思います。</p> <p>また、パブリックコメントの「子ども」の定義についても、「子ども条例等の個別の条例の中では定義をしていくけれども、この自治基本条例でいうのは難しい性格である」と。こういった「大分市の上に立つ自治基本条例の中では定義できないのではないか」ということであったと思います。</p> <p>職員からありました意見に対しましては、「『住民』については敢えて定義する必要はない」と。「『職員』についても言わずもがなである」ということですね。</p> <p>「本条例の最高規範」についても、「大分市が独自で定めるものであり、憲法や自治法の範囲でやっているから、抵触しません」というご意見だったと思います。</p> <p>「基本理念」については、「一人ひとりの人権が尊重され」というフレーズについては、「入れて良いのではないか」というご意見がございました。これについては、事務局の方で調整をするということでもよろしかったと思います。</p> <p>若干、気になるのが、「基本理念」についてはそういう話で、「一人ひとりの人権が尊重され」という表現かはわかりませんが、そういう意味合いのものを入れていくということで良かったと思いますが、「基本原則」については、「まちづくりに参加できる機会を有すること」というところが、「『個性や能力がまちづくりに活かされること』にした方が良いのではないか」というご意見もあつたのですが、これが全体のご意見であつたかというのとはわかりません。</p> <p>また、「一人ひとりの人権」というものが、最初は「基本理念」の中に入れようということだったんですが、3条と4条どちらに入れるかということで、途中で話が止まっていたかと思ひます。これについては、「市民参加」のところの結びについても、どちらにするかを決めていただきたいと思いますけれども。</p> <p>「人権の尊重」については、どちらがより良いかというのは、事務局に宿題をいただいたということでもよろしいでしょうか。また事務局で考えたものを...、どちらにしる、次回もう一回全体会の前に部会をしないと、理念部会がどういうふうにしたかというのが出来ないと思ひますので、宿題をいただいたものを次回お示しするということであつたと思ひます。</p>

部会長	これは3条の方が良いんじゃないですかね。
事務局	4条のところ、「総参加」を「参加」にした方が良いんじゃないかという意見もいただきました。もろもろの意見を踏まえて、3条と4条トータルでどういうふうに整理した方がわかりやすいのかと。原課の趣旨も含めてですね。内部で十分協議させていただいて、その協議の結果をまたこちらの部会でも出させてさせていただいて、最終的な方向性を出していただければと思います。私達も全員で議論していませんので、いろんな意見があるかと思いますが、それを踏まえて、また提案させていただきたいと思います。
事務局	<p>前文についてのアンケート意見につきましては、委員さんから、「内容はわかるが、後の条文に出ていることを整理したものではないか」というご意見がございました。また、委員さんからは「このアンケート意見を入れると全体がズレるので、逐条解説で謳った方が良いか」という意見もいただいております。ただ、これについても完全に意見がまとまったというところではないのではないかと思います。</p> <p>また、「16世紀」のことについては、議論がたくさん出ましたが、これについてはまとまっておりません。ですので、パブリックコメントで市民の方に、「大分市としてはこう考えていますよ」ということをお答えしないといけませんので、次回、部会としてはどのように考えているという方向性をいただきたいと思います。</p> <p>それと、副部会長さんから、代替案で「大分市を愛しています」というところの表現を変更した方が良いのではないかというご意見をいただきました。これについては、次回また委員のみなさんにご議論いただければなと思っております。本日も議論いただいたのは、このような形ではなかったかなと思うんですが、何か抜けているところはございますか。</p>
委員	抜けているというわけではないんですが、検討していただきたいところがあって。第2条の3項に、「協働」というところの言葉の定義です。「共通の課題解決に取り組むことをいう」というふうになっていますが、「課題解決」というと、処理していくという雰囲気にとれるんで...、協働というのは一緒に取り組んでいくわけだから、課題を成し遂げていくような言葉に、事務局で検討していただければなと思いました。
委員	殊更に「解決」を入れなくても言葉は通る。
部会長	もうちょっと良い言葉がありそうな気がしますね。「課題解決」と言うと、マイナスに振れたものをまた元に戻したという...
委員	「一丁出来上がり」というようなね。今日、今すぐ議論してもらわなくても良いんですけど。

部会長	やっぱり、未来に向かって直球を投げ込むような言葉があると良いなと思いますけれど。「課題解決」と言うと、プラスマイナス0を目標で、それよりマイナスに振れたものをプラスマイナス0まで戻すような...
委員	いっそのこと「共通の課題解決に」という、このフレーズを全部取ったらどうですか。
部会長	手を取り合って取り組むということですか？それもいけそうな気がします。
事務局	こちらにも「手を取り合って取り組むこと」というふうなこともいただきましたので、それも含めて、宿題をいただいたということで、承ります。 今、宿題をいただいたところが、先ほどの「基本理念」と「基本原則」のところで、今、委員さんから「定義」のところですね。 あとパブリックコメントのところではありますが、こちらについてはいかがいたしましょう。部会として、「16世紀に踏み込んでいるのではないか」というご意見が...。一応、答えていかなければならないんですが、次回の部会の時にご意見を持ち寄っていただくのか...
部会長	これは書面で回答しなきゃいけない？
事務局	はい。書面でオープンにしなくてははいけませんので。「ここをこうします」ということでなくても、「こういう方向で整理します」でも良いと思います。「こういう文言にします」というのは言っても良いんですけど、そこまで言わなくても結構です。 方向性だけは次回の全体会で決めていただかないと、もうパブリックコメントをして数ヶ月以上、そのままにしておくわけにもいきませんので、ここまでは早めに整理をしていただければと。併せて、全体会という形で言っていますけれど、理念部会としての考え方も聞かせていただきたいなど。それを踏まえて、次回の全体会でこういう方向で整理をするという形で、承認をいただくよう形が取れば良いなど。
委員	方向性としては、「16世紀の偉人だけに固定して誇りと思っているわけではない」というニュアンスで書いておくと...
事務局	「その意見も踏まえて、さらに検討します」というところまで入れるかどうかですね。
委員	検討はどうせ最後までするけどね。
事務局	そこまで入れても差し支えないかなと思いますけど、ただ変えるか変えないかは最終的にはわかりませんので。
事務局	今、16世紀の分については、「あくまでそれに限定して拘っているわけでは

	<p>ありません、それを含めて」というイメージで今後とも考えていくという方向性で。</p> <p>今日、方向性はいただいたのですが、先ほど宿題をいただいたもの…。</p>
事務局	<p>どういう形を出していくかということだと思うんですけど。一応こちらの部会としては、「この案はちょっとできない」ということがあると思うんですが、それを踏まえて事務局で、こういう言い方でということで次回提示するということが良いですか。</p>
委員	<p>この手の提案というのは、これから先も出てくると思うんですが、「天より授かった」とか「生を授かった」みたいな言葉が使われると…。</p>
事務局	<p>内部的には「誤解を招くところがある」という話をしたんですが、果たして部会としてはどういうお考えで示していくかというところを確認させていただきたいなと。</p>
部会長	<p>パブリックコメントを出してくれる人というのは、数少ないですよ。もっとたくさんあっても良さそうに思うんだけど。</p> <p>そういう人達に、今すぐ決定的な返事をしにくいところがあるんだけど、含みを残した形で答えていただくとありがたいかなと思いますけれど。</p>
委員	<p>こういったことを含めて、前文に精神として盛り込んでおりますという…。</p>
事務局	<p>「そういう趣旨のものは、すでにこの前文の中に盛り込まれております」と。</p>
委員	<p>「天から与えられた」ものではないけれど…。「この地に生を授かった人達」だけのためでもないけれど。</p>
事務局	<p>そういう意味合いで、事務局としてどういう表現でお示しするかどうか、次回に案を表現しにくいと思いますので。</p> <p>時間も無いですけど、パブリックコメントの「全体」と書いてあるところがありますね。報告4の中の1～5まで、全体会にお諮りするという意味もあるんですが、どちらかといえば全般論なので、理念部会で一旦整理をさせていただく方が意見が出やすいのかなと思いますので。今回の部会でお聞きしたご意見を参考にさせていただきながら、次回の理念部会でどういうふうに整理されるのかという意味で、事務局として例えばこういう整理の仕方がありますよという案をお示しさせていただいて、そこで議論をいただいて方向性を出していただくということではよろしいでしょうか。これは決まりごとじゃないですけど、最後は全体会ですから、また意見が出るかもしれません。一つの考え方ということで。</p>
事務局	<p>今宿題をいただいたという話も含めまして、次回の日程を決めておきたいのですが。</p>

事務局	全体会を2月中ということでしたが、時期的には末になるのかなと思っております。他の部会もありますので。
事務局	それでは、時間もありませんので、全体会も含めて、またアンケートという形で調整をさせていただきます
部会長	それでは、長い間お疲れ様でした。どうもありがとうございました。